

コンタクトレンズ検査料

当院はコンタクトレンズ検査料1の施設基準を満たしており、コンタクト装用を目的に眼科学的検査を行った場合はコンタクトレンズ検査料1(200点)を算定いたします。

※厚生労働省が定める疾患の治療では、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく眼科的検査料で算定する場合があります。

診療医師 時村 源一郎

眼科診療経験年数 10年以上



やまのかぜ眼科
YAMANOKAZE EYE CLINIC